

第32号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）を使用させること。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 有料施設等の使用の許可に関する業務

第5条第4号中「、島根県立心と体の相談センター条例」を「並びに島根県立心と体の相談センター条例」に、「の規定により設置された」を「に規定する」に改め、「並びに県が設置する交通事故相談所浜田支所」を削る。

別表中「第5条」を「第3条、第5条」に改め、同表の1の(2)中「ゲートボール場」の次に「及びテニスコート」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。